

災害時の医療救護活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により作成された岡山県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、乙が行う災害時における医療救護活動（以下単に「医療救護活動」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項を定めた医療救護活動に関する計画（以下「医療救護活動計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

- (1) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を有する者をいう。以下同じ。）により構成する救護班（以下「看護職班」という。）の活動計画
- (2) 乙が派遣する看護職班の編成計画
- (3) 医療機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

2 乙は、医療救護活動計画を変更したときは、その都度、これを甲に提出するものとする。

（看護職班の派遣等）

第3条 甲は、県防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して、看護職班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請（以下「派遣要請」という。）をするときは、当該災害の概要、派遣先の場所、派遣を要する看護職員の人数、編成する看護職班の数、派遣期間その他必要な事項（以下「災害の概要等」という。）を記載した文書を乙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他迅速な方法により災害の概要等を乙に伝えることにより、派遣要請を行うことができる。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後に速やかに同項の文書を提出するものとする。

4 乙は、派遣要請を受けた場合は、直ちに看護職班を編成し、当該派遣要請に係る派遣先の場所に派遣するものとする。

5 乙は、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合において、派遣要請を受ける前に看護職班を派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した派遣は、派遣要請に基づくものとみなす。

（看護職班の業務等）

第4条 看護職班は、原則として、避難所、救護所等甲が指示する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 看護職班の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び助産活動
- (2) 傷病者の救護所等への収容
- (3) 避難者及び傷病者の健康管理及び衛生管理
- (4) その他必要と認められる業務

（看護職班に対する指揮命令）

第5条 看護職班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護職班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、看護職班の輸送に関し必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 看護職班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具（以下「医薬品等」という。）は、看護職班が携行するもののほか、甲が供給し、看護職班が管理するものとする。

（報告）

第8条 乙は、看護職班が実施した医療救護活動に関する記録を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、看護職班の看護職員に事故等があったときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第9条 派遣要請に基づき乙が看護職班を派遣した場合の次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 看護職班が携行した医薬品等の使用、破損等に係る費用
- (3) 看護職班の看護職員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助金

（医療紛争の処理）

第10条 看護職班の医療救護活動の実施に際し、対応した患者との間に紛争が生じた場合は、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議の上、第1項の紛争の解決のため、適切な措置を講ずるものとする。

（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示のないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

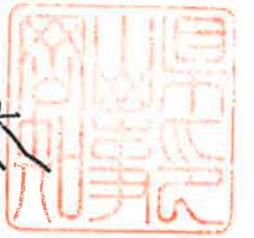
第13条 この協定に定めのない事項で定める必要がある場合及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月18日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太



乙 岡山市北区兵团4番31号
公益社団法人岡山県看護協会
会長

石本 傳江

